

# 社会福祉法人 日本原荘 行動計画

## ◆ 継続雇用・働き方改革

男女が共に両立支援制度を利用でき、出産・子育て等をしながら働き続けることを支援する職場風土づくりに向けた意識啓発

1.計画期間 平成30年2月15日～平成35年3月31日

### 2.当法人の課題

- (1) 介護、看護職員等の妊娠・出産後、職場復帰において介護現場の特性として、夜勤や土日勤務が通例であり実態としては、夜勤ができないため非常勤を選択する職員及び離職する職員がいる。
- (2) 男性の育児休業取得者がいない。

### 3.目標と取組内容

目標1：妊娠・出産・子育てを期に、止むを得ず非正規職員に雇用形態変更した職員を正規職員へ転換及び離職した職員の再雇用を一人以上目指す。

### 4.取組内容と実施時期

取組1 産前産後休暇や育児休業給付金、育児休業中の社会保険料の免除、出産手当金等の制度の周知や情報提供を行う。非常勤を選択する職員に対し、夜勤に対応できるようになれば正規職員への転換を行う。  
育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

平成30年3月～ 育児・介護休業法の改正に伴う育児・介護休業等規程の整備を行い助言指導が行えるよう管理者研修を行う。

平成30年4月～ 通達文書にて、制度の説明と情報提供を行う。

平成30年4月～ 事務局担当者を設置する。

平成30年4月～ 対象職員に対して、担当職員から制度の説明と情報提供を行う。

取組2 育児休業復帰後の職員ために、仕事と家庭の両立しながらキャリア形成を重ねていける環境づくりを行う。新たな人材確保が困難になっていく中で、出産・子育てを通じて女性職員が継続就業し、育児休業を得て再び職場に戻り活躍をしてもらえるよう両立支援制度の周知や情報提供を行う。

- 平成 30 年 3 月～ 看護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除等の育児休業以外の両立支援制度の説明と情報提供を行う。
- 平成 30 年 4 月～ 通達文書にて、制度の説明と情報提供を行う。
- 平成 30 年 4 月～ 事務局担当者を設置する。
- 平成 30 年 4 月～ 対象職員に対して、担当職員から制度の説明と情報提供を行う。
- 平成 30 年 4 月～ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用のアプローチを行う。

目標 2：一般事業主行動計画期間内に男性職員の育児休業取得者を、1人以上目指す。

#### 4. 取組内容と実施時期

- 取組 1 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。

- 平成 30 年 3 月～ 上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進を行う。
- 平成 30 年 4 月～ 通達文書にて、制度の説明と情報提供を行う。
- 平成 30 年 4 月～ 事務局担当者を設置する。
- 平成 30 年 4 月～ 対象職員に対して、担当職員から制度の説明と情報提供を行う。